

改善方策実施計画書

担当部局：法務研究科 責任者：法務研究科長 幹事：法務研究科事務室

2012 年 3 月 30 日

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	奨学生制度が新入生に対して比較的手厚くなっていることの是非について調査・検証する必要がある。					
改善方策	5-27-1 奨学生数を3学年平等数とすることに改める。					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
2010 年度実施計画			達成時期	2010 年度取り組み結果		
奨学生認定数の各学年配分について調査・検証			2011. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 奨学生認定数の各学年配分については、実質的に 2010 年度から変更となっており、その経過を見ている段階にある。		
2011 年度実施計画			達成時期	2011 年度取り組み結果		
奨学生認定数の各学年配分について調査・検証			2012. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				奨学生認定者の成績の経過等を調査したが、現状の配分が効果的であるという結論には至らず、さらなる検証が必要である。		
2012 年度実施計画			達成時期	2012 年度取り組み結果		
奨学生制度と成績等（入学手続、成績、司法試験）の 相関関係について検証する。			2013. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 奨学生と成績等の関係を検討する予定であったが、定員削減自体がペンディングとなったため、検討されていない。		
2013 年度実施計画			達成時期	2013 年度取り組み結果		
奨学生制度と成績等（入学手続、成績、司法試験）の 相関関係について検証する。			2014. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2014 年度実施計画			達成時期	2014 年度取り組み結果		
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2015 年度実施計画			達成時期	2015 年度取り組み結果		
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	奨学生制度が新入生に対して比較的手厚くなっていることの是非について調査・検証する必要がある。
改善方策	5-27-1 奨学生数を3学年平等数とすることに改める。

(2011年3月31日現在)

【現状の説明】

奨学生認定数の各学年配分については、実質的に2010年度から変更となっており、その経過を見ている段階にある。

所見	奨学生制度の見直しについては、3学年平等数とすることにこだわらず、多数の優れた法曹を輩出するための改善計画に絡めて、効果的な制度を構築できるように分析・検討する必要がある。
----	--

(2012年3月31日現在)

【現状の説明】

奨学生認定数を3学年平等として2年間経過を見てきたが、学年ごとの成績の偏りや学生区分（未修・既修）等の問題があり、定時に苦慮する傾向にある。

入学手続の状況や学内での成績、修了後の司法試験などとの相関関係を検証し、効果的な奨学生制度に見直す必要があると認識している。

所見	2011年度の所見にあるように、3学年平均数にするという方策自体が正しいかを含め、早急に改善策を提示する必要があります。検証と並行して、改善策の検討も期待します。
----	---

(2013年3月31日現在)

【現状の説明】

定員削減が承認された後、3学年平均数を含め、奨学生制度の総合的検討を行う予定であり、学業成績等参考資料の収集を行ったが、定員削減がペンディングになっているため、検討は全く進んでいない。次年度には、奨学生制度の総合的検討および制度の改正を行う。

所見	2012年度所見にもあるように、検証と並行して、改善策の検討と実施が望まれます。本年度中の達成を強く望みます。
----	---

改善方策実施計画書

担当部局：法務研究科 責任者：法務研究科長 幹事：法務研究科事務室

2012 年 3 月 30 日

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	学業成績だけを基準として奨学生を決定することの是非について調査・検証する必要がある。					
改善方策	5-27-2 奨学生選考基準に、経済的困窮学生支援を加味するか調査・検証し、その結果に基づき選考基準を改定する。					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
2010 年度実施計画			達成時期	2010 年度取り組み結果		
奨学生の選考基準のあり方を検討			2011. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 2009 年度より改正した奨学生規程の経過を見ている段階にあり、奨学生選考基準の細部に亘る検討は行っていない。		
2011 年度実施計画			達成時期	2011 年度取り組み結果		
奨学生の選考基準のあり方を検討			2012. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 奨学生選考時に選考基準の問題点等の意見交換をするにとどまり、学業成績以外の基準（経済事情等）導入を絡めた検討をするには至っていない。		
2012 年度実施計画			達成時期	2012 年度取り組み結果		
執行部を中心に、学業成績以外の基準（経済事情等）導入について検討を進め、奨学生規程改正の必要性について結論を出す。			2013. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 検討が進んでいない。		
2013 年度実施計画			達成時期	2013 年度取り組み結果		
定員削減の採否及び奨学生制度の利用状況を踏まえ、経済的困窮等を加味するかどうかを含め、奨学生制度の総合的検討を行い、制度の改善を行う。手続きは、学生委員会にて検討と提案、奨学生委員会および教授会の承認。			2014. 3	A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2014 年度実施計画			達成時期	2014 年度取り組み結果		
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2015 年度実施計画			達成時期	2015 年度取り組み結果		
				A 完全に達成	B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	学業成績だけを基準として奨学生を決定することの是非について調査・検証する必要がある。
改善方策	5-27-2 奨学生選考基準に、経済的困窮学生支援を加味するか調査・検証し、その結果に基づき選考基準を改定する。

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

2009 年度に奨学生規程を改正したが、経過期間が短いため成果を判断するまでには至らず、奨学生選考基準の細部に亘る検討は行っていない。

所見	奨学生制度の見直しについては、多数の優れた法曹を輩出するための改善計画に絡めて、効果的な制度を構築できるように分析・検討する必要がある。
----	--

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

現状の選考基準に問題点があることは認識しているが、奨学生制度の効果的な運用を行うには、選考基準の見直しだけでなく、時間をかけて制度全体を検証する必要があるとあり、引き続き執行部会や担当委員会で検討を重ねる予定である。

なお、経済的困窮学生への支援については、当面奨学生 C（教育ローン利子補給）の利用をサポートすることなどで対応することとした。

所見	2013 年度に新基準の下での奨学金制度の運用が出来るように、2012 年度は規程見直し等についての検討が終わることを切に望みます。
----	--

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

定員が 40 名での奨学生制度となっているため、現状に合わせた制度設計が必要となってきた。定員削減が承認された後、経済的困窮等学業成績以外の要素をどれほど考慮に入れるかという点を含め、奨学生制度の総合的検討を行う予定だったが、定員削減がペンディングになっているため、検討は全く進んでいない。尚、奨学生 C については、利用状況は活発でない（2012 年度の利用者は 1 名）。

所見	2013 年度は計画の最終年度です。2013 年度は検討を完了し、2014 年度に新基準の下での奨学金制度の運用制度改定が達成できるように努めてください。
----	---

改善方策実施計画書

担当部局：法務研究科 責任者：法務研究科長 幹事：法務研究科事務室

2012 年 3 月 30 日

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	学習指導員の存在について、学生に周知が広く図られていない。					
改善方策	5-28 学習指導員制度を周知徹底させ、制度の内容を充実させるとともに、教育現場への還元を図る。					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
2010 年度実施計画			達成時期	2010 年度取り組み結果		
学習指導員紹介掲示の作成及び学内掲示 入試用パンフレットを活用しての学習指導員制度の PR			2010. 4	○	A 完全に達成	
			2010. 6		B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2011 年度実施計画			達成時期	2011 年度取り組み結果		
学習相談の内容向上及び教育現場への還元方策の ひとつとして、学習指導員の学習相談日誌の要旨を各 専任教員に定期的にメール配信し、どのような点につ いて学生が学習上理解に苦しんでいるか、どのような 問題に質問が多いか等の相談項目の内容を知らせて、 学習指導員と教員との連携を図り、学習指導員制度の 質的向上に資するとともに、教員の教育内容に還元さ せてその質的向上を図る。			2012. 3	○	A 完全に達成	
					B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2012 年度実施計画			達成時期	2012 年度取り組み結果		
学習指導員は法学出身の若手弁護士に依頼しており 現在 8 名であるが、更に増員を図り、優秀な人材を確 保する。			2013. 4		A 完全に達成	○
					B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由) 学習指導員の増員ができなかった。また、利用状況が芳しく ない。		
2013 年度実施計画			達成時期	2013 年度取り組み結果		
学習指導員制度の改善を進め、学生の利用者を増や す。			2014. 4		A 完全に達成	
					B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2014 年度実施計画			達成時期	2014 年度取り組み結果		
					A 完全に達成	
					B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		
2015 年度実施計画			達成時期	2015 年度取り組み結果		
					A 完全に達成	
					B 達成半ば	C 未達成
				(B または C の理由)		

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	学習指導員の存在について、学生に周知が広く図られていない。
改善方策	5-28 学習指導員制度を周知徹底させ、制度の内容を充実させるとともに、教育現場への還元を図る。

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

現状では「学習指導員制度の周知徹底を図る」という点はほぼ目標が達成されており、これ以上「周知徹底を図る」ことや「利用率」自体の向上を図ることを目標とすることにはさしたる意味がないので、「学習指導員制度を周知徹底させ、制度の内容を充実させるとともに、教育現場への還元を図る。」に改めた。

所見	学習指導員制度については、概ね周知を行ったことは評価できるが利用率について検証が必要である。
----	--

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

学習指導員制度は、パンフレット、ガイダンス等で紹介し概ね周知が図られている。その利用率も平成 23 年度（平成 23 年 4 月から同 24 年 2 月まで）の統計によると、その間の学習相談実施回数が 104 回（1 回につき 2 時間学習指導員が来校して相談に応ずる）、延べ利用者数が 140 名となっており、1 回あたりの利用者数は平均 1.35 人である。相談内容は司法試験の基本科目・選択科目についての教科書の選び方、勉強の仕方、重点の置き方、時間配分、司法試験受験のための生活環境の整え方、各科目の個別問題について回答の指導など、極めて多岐にわたっており、1 名あたりの相談時間が 1 時間以上に及ぶこともあるのが実情であって、概ねよく利用されていると考えている。

学習指導員の学習相談の内容・結果は、相談者のプライバシーに触れることを除いて、その概要を学習指導員が毎回法科大学院事務室にメールで送付し、これを専任教員全員に配信すると同時に「学習相談日誌」として記録に残している。学習相談の内容が各教員に共有されることにより、各教員は各学生が自己の担当科目でどのような点の理解に困難を来しているか、勉強の姿勢等などのような悩みや問題を抱えているかなどについて把握することができ、これを自己の教育内容の強化に活用することができるので、学習相談結果の教育現場への還元として良好な循環を生み出しているといえる。

所見	学習指導員制度の周知が徹底し、学生が積極的に制度を利用していることは大変評価できます。今後は教員のオフィスアワーと学習指導制度のすみ分けを徹底し、効果的に制度が利用されることを期待します。
----	--

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

学習指導員制度は、パンフレット・ガイダンス等で紹介しおおむね周知が図っているが、その利用率は統計（H24/4-H25/2）によると、その間の学習相談実数回数が 108 回（1 回に付 2 時間学習指導員が来校し相談に応じる）、延べ利用者数が 66 名となっており、1 回あたりの利用者数は平均 0.6 人である。これを見る限り、利用者がそれほど多くないことが課題となっている。相談内容は、司法試験の基本科目・選択科目に関する学習方法や生活環境など多岐にわたる。相談時間が 1 時間以上にわたる場合もある。学習相談の内容は学習指導員より、プライバシーに抵触する事を除き、メールにて専任教員に配信すると同時に「学習相談日誌」として記録している。学習相談の内容を教員と共有することにより、学生の状況を把握し、学生への学習指導に役立つことが期待されている。

所見	学生への周知徹底しているのにもかかわらず利用者が少ない場合には、利用時間が特定の学生に限られるなど、学生が利用しにくい時間に設定されている可能性があります。今後は、設置時間の再検討、学習指導員生徒と教員のオフィスアワーとのすみ分けなどを行い、効果的に制度が利用されることを期待します。
----	--

改善方策実施計画書

担当部局：法務研究科

責任者：法務研究科長

幹事：法務研究科事務室

2012 年 3 月 30 日

認証評価指摘事項						
点検・評価問題点	法曹以外の進路選択ができるような指導を行う必要がある。					
改善方策	5-29 就職委員会（仮称）を設置して解決する。					
計画	前期		中期		後期	
	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
2010 年度実施計画			達成時期	2010 年度取り組み結果		
就職委員会（仮称）の設置を検討			2011. 3	☐ A 完全に達成	☐ B 達成半ば	☐ C 未達成
				（ B または C の理由 ） 院生の 7 割以上が社会人学生である現状もあり、就職委員会（仮称）設置の検討はなされていない。		
2011 年度実施計画			達成時期	2011 年度取り組み結果		
就職委員会（仮称）の設置を検討			2012. 3	☐ A 完全に達成	☐ B 達成半ば	☐ C 未達成
				（ B または C の理由 ） 同上の理由で委員会の設置はなされていないが、就職問題への組織的な取り組みの必要性は認識しており、具体策を検討中である。		
2012 年度実施計画			達成時期	2012 年度取り組み結果		
修了生の進路調査 修了生の新司法試験受験状況調査			2013. 3	☐ A 完全に達成	☐ B 達成半ば	☐ C 未達成
			2013. 3	（ B または C の理由 ） 進路調査については、学年終了時におこなっているが、十分な情報が集まっていない。		
2013 年度実施計画			達成時期	2013 年度取り組み結果		
法曹以外の進路選択ができるような就職指導体制の構築の検討及び修了生の司法試験受験状況調査の方法の検討。			2014. 3	☐ A 完全に達成	☐ B 達成半ば	☐ C 未達成
				（ B または C の理由 ）		
2014 年度実施計画			達成時期	2014 年度取り組み結果		
				☐ A 完全に達成	☐ B 達成半ば	☐ C 未達成
				（ B または C の理由 ）		
2015 年度実施計画			達成時期	2015 年度取り組み結果		
				☐ A 完全に達成	☐ B 達成半ば	☐ C 未達成
				（ B または C の理由 ）		

改善方策経過報告書

認証評価指摘事項	
点検・評価問題点	法曹以外の進路選択ができるような指導を行う必要がある。
改善方策	5-29 就職委員会（仮称）を設置して解決する。

(2011 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

院生の 7 割以上が社会人学生である現状もあり、就職委員会（仮称）設置の検討はなされていない。

所見	改善方策として就職委員会（仮称）が本当に有効なのかよく検討してから、法科大学院を取り巻く環境の変化や各学生の生活環境の変化等を十分把握し、法科大学院に見合った就職支援対策を図っていく必要がある。
----	---

(2012 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

本研究科では、学生委員会を中心に修了後の就職問題に対応しており、法科大学院協会の就職動向プロジェクトへの参加や就職支援サイト「ジュリナビ」の利用促進に努めている。在学生の約 8 割が社会人であるという状況においては、現在の体制で十分対応可能であると考えているため、新たに就職問題専門の委員会を設置する必要はないとの結論に至った。カリキュラムにおいても、進路選択の幅を広げるため、研究者を目指す学生を意識した科目を設置している。しかしながら、修了者の進路の多くが不明である現状は早急に改善すべきであるため、近況を把握する手段について検討を進めている。

所見	就職問題の改善方策である「就職委員会（仮称）」の設置について、現状を見直し、検討のうえ、方針を変更したことは評価できます。新たな計画（就職指導体制の構築）に向けて、進路調査等、近況の把握が進捗することを期待します。
----	---

(2013 年 3 月 31 日現在)

【現状の説明】

第一歩として、修了生の状況把握を行った（H24 年度修了生 17 名中 14 名回収）。就職している学生数は 7 名。司法試験の受験状況については把握することが十分できていない（5 月司法試験受験結果による受験者数はわかるが、個別の状況は把握できない）。法務研修生として修了後も引き続き学習を続ける学生については、出願時に、受験回数や今回受験予定等を申告させることを検討している。

所見	2013 年度は計画の最終年度です。進路調査等、近況の把握が進捗し、効果的な就職指導体制が構築され、2014 年度から実践されることを切に希望します。
----	---